令和８年４月22日

千曲市 プレスリリース

職員の懲戒処分について

千曲市教育委員会は、地方公務員法の規定に基づき、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者

教育委員会 係長 男性 （40代）

2 処分の内容

戒告

3 処分事案の概要

被処分者は、経済部に在籍していた当時に担当していた国土調査事業において、令和7年度中に実施予定であった、令和6年度（繰越）国土調査事業3地区のうちの2地区の業務について、業務完了の見込みが無いものの、長野県に対して虚偽の報告をし、未完了の2地区について補助事業が不執行となった。

このような行為は、地方公務員法第 33 条に違反するため、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき処分を行った。

4 処分年月日

令和8年4月 22 日

5 管理監督者に対する措置

当時の課長を「訓告」、当時の部長を「厳重注意」とした。

6 再発防止策

組織的情報共有及び報告・連絡・相談の徹底、業務進捗管理体制の見直しに努めるとともに、市政の信頼回復に全庁挙げて取り組んでまいります。

【地方公務員法第 33 条】
（信用失墜行為の禁止）
第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

【地方公務員法第 29 条第 1 項】
（懲戒）
第二十九条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。
一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

本件に関する問い合わせ先
千曲市総務部 総務課 （課長）木内 （担当）鎌田
電話（代表）026-273-1111（内線 4141） メールアドレス shokuin@city.chikuma.lg.jp